

# 朝霞市こども計画

## ダイジェスト版



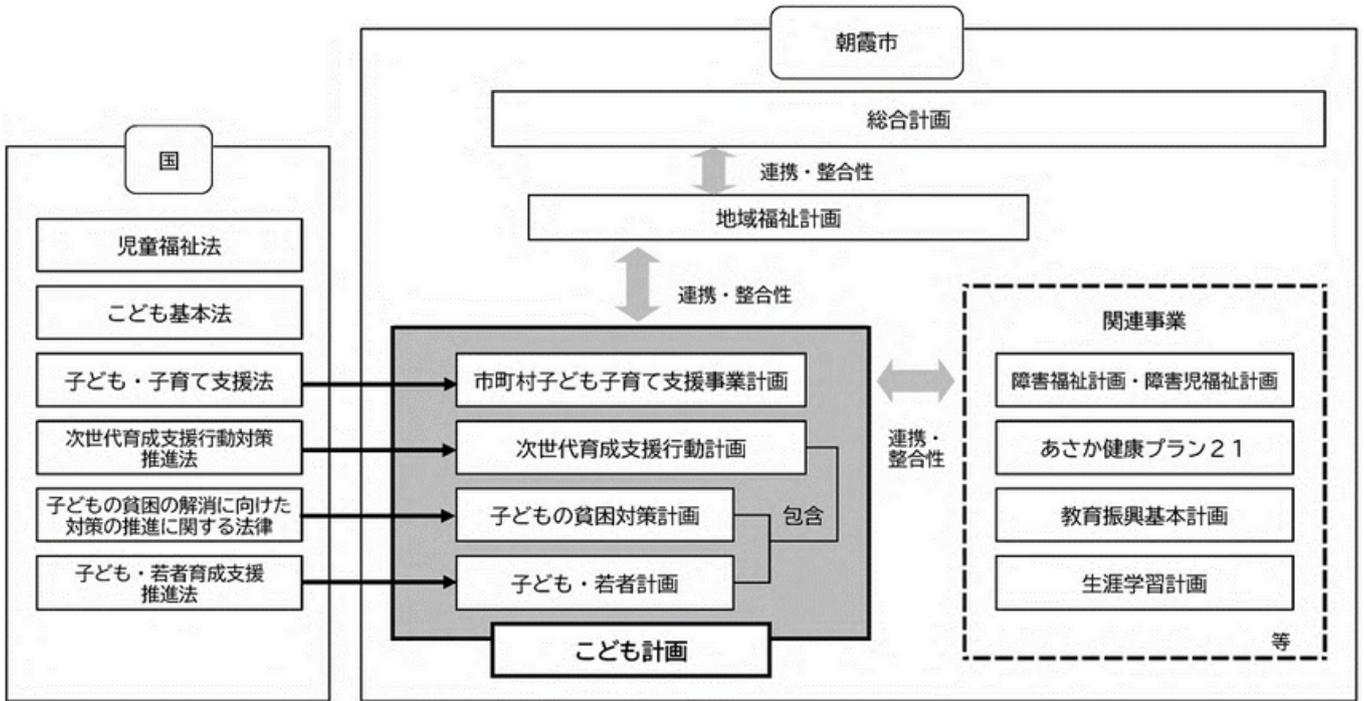
©むさしのフロントあさか

令和7（2025）年3月  
朝霞市

# 基本理念

このまちで育ってよかった 育ててよかった  
子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

## 計画の位置づけ



## 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

## 計画の対象

この計画の対象は、出生前から乳幼児期を初め、こども（0歳からおおむね18歳まで）及び若者（おおむね15歳からおおむね30歳未満まで）とその保護者等とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。



# 計画の基本目標

## すべての子ども・若者が 幸せを感じ成長できるまち



みんなそれぞれの個性が認められ、自分を好きになって、自信を持って成長できるように、色々な取り組みを進めるとともに、子どもや若者が安心して暮らせるように、安全を守る仕組みを作ります。

## すべての子ども・若者が 夢を思い描けるまち



みなさんがたくさんの人と出会い、将来の夢を考えられるよう、そのきっかけづくりをしたり、地域の中に、子どもや若者が安心して過ごせる場所を増やしていきます。

## すべての子ども・若者が 安心して子育てできるまち



みなさんやご両親が、妊娠・出産から子育ての間ずっと、途切れることなくサポートを受けられるようにしながら、子育てで不安や負担を感じすぎないように、地域みんなで支え合えるようにします。

## すべての子どもが質の高い 教育・保育を受けられるまち



子どもが元気に幸せに育ち、親が安心して子育てできる環境を作るため、保育園や幼稚園、そのほか様々な子育て関連のサービスを充実させ、さまざまな課題に対応できるようにします。また、質の高い教育・保育を受けられるように、先生たちを増やし、スキルアップを支援します。

こども計画	
基本目標	基本方針
<b>基本目標1</b> すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち	<b>基本方針1-1</b> こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように <span style="float: right; background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">重点</span>
	<b>基本方針1-2</b> こども・若者の意見や権利が尊重されるために
<b>基本目標2</b> すべてのこども・若者が夢を思い描けるまち	<b>基本方針2-1</b> こども・若者が生きる力を育むことができるように <span style="float: right; background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">重点</span>
<b>基本目標3</b> すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち	<b>基本方針3-1</b> ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために <span style="float: right; background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px;">重点</span>
	<b>基本方針3-2</b> 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために
	<b>基本方針3-3</b> 子育て家庭が住み続けたいまちにするために
<b>基本目標4</b> すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち	<b>基本方針4-1</b> 教育・保育事業の充実のために
	<b>基本方針4-2</b> 教育・保育サービスの質を高めるために

次世代育成支援行動計画（子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を包含）

## 施策の方向性

(1) 子ども・若者を虐待やいじめ等の  
人権侵害から守るための体制強化

(2) 子ども・若者が犯罪に巻き込まれ  
ない社会づくり

(3) 多様な困難を抱える子ども・若者  
の救済

(1) 子ども・若者の権利に関する普及・  
啓発

(2) 子ども・若者の意見表明・社会参画

(3) 子どもの個性の尊重と遊ぶ権利の  
保障

(1) 子ども・若者の安心して過ごせる居  
場所づくり

(2) 子ども・若者の学習支援・キャリア  
支援の充実

(3) 子ども・若者の多様な遊びや体験  
ができる機会の充実

(4) 子ども・若者の地域活動・社会参画  
機会の充実

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期ま  
での切れ目のない支援の充実

(2) 子育て支援の充実

(3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的困難を抱える家庭と保護者  
への支援

(2) ひとり親家庭等の支援

(3) 発達の遅れや障害がある子ども・  
若者への支援

(4) 外国につながるのある子どもと保  
護者への支援

(1) 子育てがしやすいまちづくり

(2) ユニバーサルデザインのまちづく  
り

(3) 子ども・子育てに温かい(地域)社  
会への機運醸成

(1) 就学前の教育・保育事業の充実

(2) 放課後児童クラブの充実

(1) 多様なニーズにこたえる子育て  
サービスの充実

(2) 教育・保育に携わる人材の確保・資  
質向上

## 子ども・子育て支援事業計画

## 幼児期の学校教育・保育の提供

・教育・保育提供区域の設定

・子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み

・施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)、  
地域型保育給付(小規模保育など)の量の見込みと確保の内容

### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

### 地域型保育給付

- 小規模保育(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育(こどもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育(事業所内の施設等において保育を行う。)

## 地域子ども・子育て支援事業の充実

・地域子ども・子育て支援事業(19事業)の量の見込みと確保の内容

### 地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 放課後児童クラブ事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業
- 産後ケア事業

## ① 幼児期の学校教育・保育の提供

子どもたちが、教育や保育を適切に受けられるよう、親御さんのご要望を伺いながら、幼稚園や保育園、小規模保育など、預け先を整えていきます。

## ② 延長保育事業

保育園などを利用している、共働きでお仕事をがんばっているご家庭のために、お仕事の時間に合わせて、保育時間を長くしていきます。

## ③ 放課後児童クラブ

お仕事などで、ご両親が返ってくるのが遅い小学生のみなさんも、安心して楽しく過ごせるように、学校が終わった後や長いお休みの間、遊びや学びの場を提供します。

## ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

ご両親が病気や仕事などで、どうしても子どもの面倒を見ることができない時、代わりに里親の里親で子どもを預かってくれる事業です。

## ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんが生まれたばかりのご家庭を訪問して、子育ての情報を提供したり、困っていることがないかお話を伺ったり、サポートが必要な場合は、すぐに必要なサービスに繋げていきます。

## ⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

養育支援訪問事業は、子育てで悩んだり困ったりしている親御さんを助けるために、家事のお手伝いや子育ての専門家による相談・助言を、訪問によって提供するサービスです。

## ⑦ 地域子育て支援拠点事業

保育園や公民館など、みんなが行きやすい場所で、子育て中の家族同士が交流したり、子育ての悩みを相談したりする事業です。

## ⑧ 一時預かり事業

いろいろな事情で、おうちで面倒を見てもらえない赤ちゃんや小さな子どもたちを、幼稚園や保育園などで、一時的に預かってくれる事業です。

要保護児童支援事業は、色々な理由で、おうちで暮らすのが難しくなってしまった子どもたちや、その親御さんを支援するために、要保護児童対策地域協議会を置いて、情報を共有したり、相談したり、協力してサポートしてくれる事業です。

## ⑨ 病児保育事業

子どもが急に病気になってしまって、保育園にも行けず、親御さんも仕事で面倒を見られない時、病院や保育園などに併設されている専用の部屋で、看護師さんなどが一時的に子どもを見てくれる事業です。

## ⑩ ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手伝ってあげたい人と、手伝ってほしい人が会員になって、地域の中で助け合いながら子育てを支援する活動で、その連絡・調整を行う事業です。

## ⑪妊婦健康診査

妊婦さんの健康を守り、安心して赤ちゃんを産めるように、必要な健康診断を受けることができる事業です。

## ⑫利用者支援事業

乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を行います。

## ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に係る費用について、幼稚園に通う家庭の中で、経済的に厳しい状況にある世帯を対象に、費用の一部を補助する事業です。

## ⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の希望に合わせて、保育園や幼稚園を増やす上で、様々な事業者が新しく保育施設を作れるよう支援します。また、特別な支援が必要な子どもたちを受け入れる体制を強化し、質の高い保育を提供します。

## ⑮子育て世帯訪問支援事業

子育てで悩んだり、負担を感じている家庭や、妊産婦さん、ヤングケアラーがいる家庭を訪問して、困っていることなどを聞いて、家事や子育てをサポートし、虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

## ⑯児童育成支援拠点事業

家庭や学校でうまくいかない子どもたちのために、安心して過ごせる場所を提供し、こどもたちやその家族一人ひとりの状況に合わせて、必要な支援を受けられるようにする事業です。

## ⑰親子関係形成支援事業

子育てに悩む親御さんとその子どもたちのために、こどもの成長に合わせて様々な情報提供や相談対応を行ったり、親御さん同士が相談できる場所を提供することで、親子が仲良くなれるようにする事業です。

## ⑱妊婦等包括相談支援事業

妊娠中のお母さんなどの相談にのったり、お母さんと赤ちゃんの健康チェックをしたり、子育てに関する情報提供や相談対応、そのほか妊娠中のお母さんなどへの様々なサポートをする事業です。

## ⑲乳児等通園支援事業

6ヶ月から3歳未満の、保育園に通っていないお子さんを対象に、遊びや生活の場を提供する事業です。また、お子さんや保護者の方と面談を行い、子育てに関する情報提供や相談、アドバイスなども行います。

## ⑳産後ケア事業

赤ちゃんを産んだばかりのお母さんが、ゆっくり休んだり、体を回復させたり、子育てのサポートを受けたりできる事業です。専門のスタッフが、ママの心と体のケアや、赤ちゃんのお世話の仕方を教えてくれます。

# 朝霞市子ども計画

## 令和7年度～令和11年度

ダイジェスト版

令和7年3月

**発行** 朝霞市子ども・健康部子ども未来課  
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1  
TEL 048-463-1111（代）  
**URL** <https://www.city.asaka.lg.jp/>

